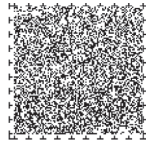
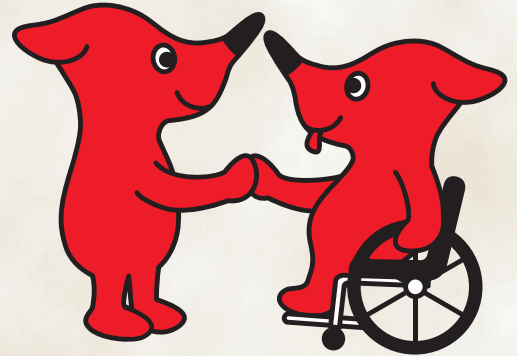


しょうがい ひと たい りかい ひろ 障害のある人に対する理解を広げよう



しょうがいしゃさべつかいしょうほう そんじ 「障害者差別解消法」をご存知ですか？

せいかく しょうがい りゆう さべつ
正確には「障害を理由とする差別の
かいしょう すいしん かん ほうりつ
解消の推進に関する法律」といいます。
しょうがい ひと ひと しょうがい
障害のある人もない人も障害によって
わ へだ たが じんかく
分け隔てられることなく、お互いに人格や
こせい そんちょう あ とも い しゃかい
個性を尊重し合い、共に生きる社会を
めざ つく
つくることを目指して作られました。

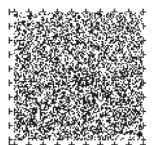


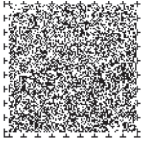
千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

ほうりつ くに ぎょうせいきかん ちほうこうきょうだんたいとうおよ びんかんじぎょうしゃ
この法律では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者
しょうがい りゆう さべつ きんし
による「障害を理由とする差別」を禁止しています。

ちばけん しょうがい ひと ひと とも 千葉県には障害のある人もない人も共に く ちばけん じょうれい 暮らしやすい千葉県づくり条例があります

しょうがいしゃさべつかいしょうほう さきだ ちばけん しょうがい ひと
障害者差別解消法に先立ち、千葉県には「障害のある人もない
ひと とも く ちばけん じょうれい いか しょうがいしゃじょうれい
人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「障害者条例」
しょうがいしゃじょうれい しょうがいしゃさべつかいしょうほう つう
という）」があります。この障害者条例と障害者差別解消法を通じて、
しょうがい ひと たい さまざま さべつ かいしょう すす だれ く
障害のある人に対する様々な差別の解消を進め、誰もが暮らし
ちばけん すす
やすい千葉県づくりを進めていきましょう。





しょうがい りゆう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別の解消の

すいしん かん ほうりつ 推進に関する法律

しょうがいしゃさべつかいしょうほう もくてき 障害者差別解消法の目的

この法律は、「障害のある人に対する不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別と規定しています。国や市町村などの行政機関や、会社やお店などの民間事業者などに差別の解消に向けた取組を求めることで、障害のある人もない人も障害によって分け隔てられることなく、お互いに人格や個性を尊重し合い、共に生きる社会をつくることを目指しています。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ことば いみ 障害者差別解消法における言葉の意味

障害者・・・障害や社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものです。障害者手帳を持っていなくても対象になります。

事業者・・・対象となる事業者は、個人の事業主や非営利事業を行う事業者も対象となります。たとえば、対価を得ない無報酬の事業を行う事業者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれます。

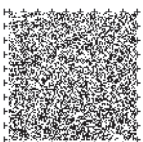


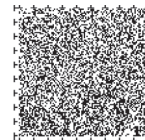
社会的障壁・・・障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるようなもののことです。



- ① 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習・文化など）
- ④ 観念（障害のある人への偏見など）

対象分野・・・日常生活及び社会生活全般にわたる広い分野が対象となります。ただし、雇用分野については障害者雇用促進法によります。





しょうがい りゆう さべつ
 障害を理由とする差別ってなに？

ふとう さべつてきとりあつか
 不当な差別的取扱い

きちんとした理由もないのに、障害があるということで、サービスなどの提供を断ったり、制限したり、障害のない人にはない条件を付けること。

ごうりてきはいりよ ふていきよう
 合理的配慮の不提供

障害のある人から、手助けや心くばりをしてほしいと言われた場合に、負担が重すぎないにも関わらず、社会的障壁(1ページ参照)をなくすために提供される必要かつ合理的な取組をしないこと。



まも
 守らなければならないこと

ちなみに、、、この法律では、一般の人が個人的な関係で障害のある人と接する場合や、個人の思想、言論といったものは対象としていません。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい れいわ ねん がつついたち みんかんじぎょうしゃ ごうりてきはいりよ ていきよう ぎむ
 障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	ごうりてきはいりよ 合理的配慮
くに ぎょうせいきかん 国の行政機関・ ちほうこうきょうだんたいとう 地方公共団体等	きんし 禁止	ごうりてきはいりよ 合理的配慮を おこな 行わなければなりません。
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者 ※個人事業者やNPO等の ひえいりじぎょうしゃ ぶん 非営利事業者も含まれます。	きんし 禁止	ごうりてきはいりよ おこな 合理的配慮を行わなければなりません。(令和6年 がつ にち どりよくぎ む 3月31日までは努力義務)

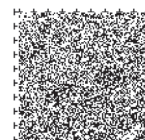
そうだんさき ふんそうかいけつ
 相談先や紛争解決について

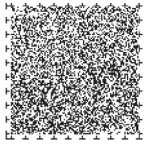
ごうりてきはいりよ おこな しょうがい ひと かそく
 ※合理的配慮を行うには、障害のある人や家族などの意思表示が必要です。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふんそう かいけつ あたら きかん せっち
 障害者差別解消法では、紛争を解決するための新しい機関は設置せず、すでにある行政などの相談機関の活用・充実により体制の整備を図ることにしています。

そのため、まずはお近くの市町村の相談窓口にご相談ください。

また、千葉県には障害者条例に基づく広域専門指導員や地域相談員がいます。必要に応じて、指導員や相談員が適切な相談窓口をご案内します。





さべつかいしょうしえんちいききょうぎかい
 差別解消支援地域協議会について



しょうがい りゆう さべつ かん そうだんおよ しょうがい りゆう さべつ かいしょう
 障害を理由とする差別に関する相談及び障害を理由とする差別を解消するための
 とりくみ こうかてき えんかつ おこな かんけいきかん こうせい しょうがいしゅさべつかいしょうしえん
 取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援
 ちいききょうぎかい そしき
 地域協議会を組織することができますとされています。

みちか ちいき ちいききょうぎかい そしき かんけい きかん こうせい
 身近な地域において、地域協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成
 ちいき じつじょう おう さべつかいしょう しゅだいてき とりくみ おこな
 されることによって、地域の実情に応じた差別解消のための主体的な取組を行うこと
 ができます。

しょうがいしゅさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい ず
 障害者差別解消支援地域協議会イメージ図

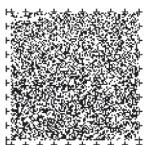


こよう ば さべつ
 雇用の場における差別について

しょうがい ひと はたら かいしゃ みせ しょうがいしゅ こようそくしんほう ふうとう さべつ
 障害のある人が働いている会社やお店では、障害者雇用促進法により、不当な差別
 てきとりあつかい きんし こうりてきはいりよ ていきょう おこな
 的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供を行わなければなりません。

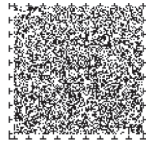
しょうがい ひと そうだん たいおう たいせい せいび しょうがい
 また、障害のある人からの相談に対応する体制の整備をしなければなりません。障害
 ひと ひと くじょう じぶんたち かいけつ つと
 のある人からの苦情は自分達で解決するよう努めなければなりません。

	ふうとう さべつ てきとりあつかい 不当な差別的取扱い	こうりてきはいりよ 合理的配慮
くに ぎょうせい いかん 国の行政機関・ ちほうこうきょうだんたいとう 地方公共団体等	きんし 禁止	こうりてきはいりよ 合理的配慮を おこな 行わなければなりません。
みんかんじぎょうしゅ 民間事業者 こじんじぎょうしゅ えぬぴーおーとう ※個人事業者やNPO等の ひえいりじぎょうしゅ ふく 非営利事業者も含まれます。	きんし 禁止	こうりてきはいりよ 合理的配慮を おこな 行わなければなりません。



しょうがい ひと ひと とも 障害のある人もない人も共に

く ちばけん じょうれい 暮らしやすい千葉県づくり条例



- 私たちは、怪我や病気で体が不自由になると、少しの段差でも大きなバリアと感じることがあります。また、誰もが、加齢で体の機能が低下していくことを考えれば、障害のある人にとって暮らしやすい社会づくりは、すべての人々の課題でもあります。
- この条例は、行政や事業主、団体、個人など、様々な立場の県民が力を合わせ、障害のある人に対する誤解や偏見等による不利益な取扱いをなくすとともに、障害のある人の生活や社会参加を妨げている建物や施設、制度などの障壁（バリア）を解消することで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された条例です。
- 障害のある人に対する差別の多くは、障害のある人への理解が不十分なことから生じています。また、差別は、それと気づかずに行われることも多く、様々な立場の県民がお互いに理解を深め、協力し合い、差別をなくす取組を進めることが重要です。
- この条例では、県民共通の目標としてなくすべき「差別」を具体的に定めています。

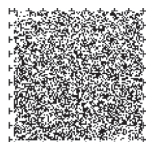
けんみんきょうつう もくひょう さべつ 県民共通の目標(なくすべき「差別」)

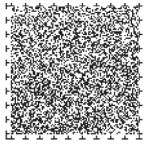
- 1 障害のある人に障害を理由として他の人と異なる不利益な取扱いをしないこと
- 2 障害のある人の社会参加を阻む障壁(バリア)を解消すること

しょうがい ひと たい さべつ めいかくか 障害のある人に対する「差別」の明確化

さべつ いか とりくみ おこな 差別をなくすため、以下の取組などを行っている。

- 障害のある人に対する理解を広げる活動
広域専門指導員が店舗や事業所等へ出向き、障害者条例等の周知活動を行っている。
- 個別事案解決の仕組み
身近な地域に「地域相談員」や相談全体の調整を行う「広域専門指導員」を置くとともに「障害のある人の相談に関する調整委員会」を設置し、障害のある人の暮らしの中の差別に関わる問題について、第三者を交えた話し合いを通じて解決を図る仕組みがある。





しょうがい ひと ひと とも く ちばけん しょうれい
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

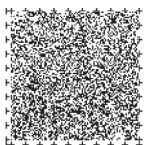
しょうがい ひと
**障害のある人に
 たい さべつ
 対する差別とは①**

しょうがい りゆう ふりえき とりあつか
障害を理由とする不利益な取扱い

さんこう しょうがい りゆう ふりえき とりあつか
 (参考) 障害を理由とする不利益な取扱い

しょうれいだい しょうだい こう
 (条例第2条第2項)

<p>ふくし 福祉 サービス</p>	<p>1 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。 2 合理的な理由なく、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>
<p>い りょう 医 療</p>	<p>1 合理的な理由なく、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 2 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。</p>
<p>しょうひんおよ 商品及び サービスの提供</p>	<p>合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>
<p>ろうどうしゃ こよう 労働者の雇用</p>	<p>本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、労働者に対し不利益な取扱いをすること。</p>
<p>きょう いく 教 育</p>	<p>1 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。 2 本人若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること。</p>
<p>たてものとうおよ 建物等及び 公共交通機関</p>	<p>1 合理的な理由なく、建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 2 合理的な理由なく、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>
<p>ふどうさん とりひき 不動産の取引</p>	<p>障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>
<p>しょうぼう ていきょう 情報の提供 等</p>	<p>障害のある人に対して情報の提供をするときや、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>



しょうがい ひと ひと とも く ちばけん しょうれい
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

しょうがい ひと
**障害のある人に
 たい さべつ
 対する差別とは②**

こうりてき はいりょ もと そち おこな
合理的な配慮に基づく措置が行われないこと

さんこう こうりてき はいりょ もと そち れい
(参考) 合理的な配慮に基づく措置の例

ふくし サービス 福祉サービス	ちょうかくしょうがい ひと ぶくし サービス ないよう りかい ひつだん まじ 聴覚障害のある人が福祉サービスの内容などを理解しやすいように、筆談を交えて せつめい 説明すること。
い りょう 医療	でんこうけいじばん しゅんぱん し いりょうきかん しかくしょうがいしゅ ちよくせつこえ 電光掲示板で順番を知らせている医療機関において、視覚障害者に直接声をかけて しゅんぱん 順番がきたことを知らせること。
しょうひんおよ 商品及び サービス提供	くるま りょう きゃくさま しょうひんちんれつほうほう くふう てんいん ちんれつたな たか 車イスを利用するお客様のために、商品陳列方法を工夫したり、店員が陳列棚の高 いち い位置にある商品を渡すこと。
ろうどうしゃ こよう 労働者の雇用	くるま りょう しゅうぎょういん くるま はい つくえ ようい しょうがいとくせい 車イスを利用する従業員のために車イスが入る机を用意するなど、障害特性に おつ しよくばかんきょう 応じた職場環境づくりをすること。
きょう いく 教 育	しょうがいとくせい おつ きょうざい ようい 障害特性に応じた教材を用意すること。
たてものとうおよ 建物等及び こうきょうこうつうきかん 公共交通機関	いどうけいろ こうていさ ばしよ て せいび 移動経路で高低差のある場所にスロープや手すりを整備すること。
ふどうさん とりひき 不動産の取引	じゅうようじこう せつめい さい ちょうかくしょうがいしゅ ひっきとう ていはい せつめい おこな 重要事項の説明に際し、聴覚障害者のために筆記等による丁寧な説明を行うこと。
じょうほう ていきょうとう 情報の提供等	ちてきしょうがい ひと りかい しりょう しやしん い 知的障害のある人が理解しやすいように、資料に写真やふりがなを入れること。

よくある質問

Q1 しょうがい りゆう ぶりえき とりあつか しょうれい 合理的な配慮に基づく措置を
 しないと、どんな場合でも「差別」となるのですか？

A1 しょうれい ほうりつ てきよう ばあい
 いいえ、条例や法律が適用されない場合もあります。

しょうがい ひと ひつよう しえん ひとり こと あいてがた じじょう
 障害のある人のニーズや必要な支援は一人ひとり異なり、相手方の事情もさまざまです。
 そのため、形式的に「不利益な取扱い」等に該当する行為をすべて「差別」と位置づける
 のではなく、「不利益な取扱い」を行わないことや「合理的な配慮に基づく措置」を行うこ
 とが、しゃかいつうねん て かじゅう ふたん ばあい せいとう りゆう ばあい てきよう
 とが、社会通念に照らして過重な負担になる場合や、正当な理由がある場合は、適用しません。
 ていど かじゅう こべつ おつ はな あ なか そうごりかい ほか
 どの程度が過重なのかは、個別のケースに応じて、話し合いの中で相互理解を図ります。

Q2 さべつ ばあい ばっそく ばっきん
 「差別」をした場合、罰則や罰金があるのですか？

A2 いいえ、ありません。

しょうれい
 条例では、なくすべき差別を県民の目標として掲げた上で、話し合いを
 つう したが りかい きょうりよく ひと く しやかい
 通じ、お互いに理解し協力しあい、すべての人が暮らしやすい社会をつ
 くるという視点で、できることから一歩ずつ、問題解決を図っていくこと
 としています。



しょうがいしゃ さ べつ かん そうだんまどぐちいちらん
 障害者差別に関する相談窓口一覧 (令和6年4月時点)

圏域	市町村	TEL	FAX	圏域	市町村	TEL	FAX
千葉	千葉市	043-245-5175	043-245-5549	海匝	匝瑳市	0479-73-0096	0479-72-1116
船橋	船橋市	047-436-2343	047-433-5566	山武	東金市	0475-50-1232	0475-50-1232
習志野	習志野市	047-453-9206	047-453-9309		山武市	0475-80-2614	0475-80-2650
	八千代市	047-483-1151	047-483-2665		大網白里市	0475-70-0337	0475-72-8454
	鎌ヶ谷市	047-445-1307	047-443-2233		九十九里町	0475-70-3162	0475-76-7541
市川	市川市	047-712-8517	047-712-8727		芝山町	0479-77-3914	0479-77-0871
	浦安市	047-712-6837	047-355-1294		横芝光町	0479-84-1257	0479-84-2713
松戸	松戸市	047-366-7348	047-366-7613	長生	茂原市	0475-20-1666	0475-20-1610
	流山市	04-7150-6081	04-7158-2727		一宮町	0475-42-1431	0475-40-1056
	我孫子市	04-7185-1631	04-7183-1158		睦沢町	0475-44-2504	0475-44-2527
柏	柏市	04-7167-1136	04-7167-0294		長生村	0475-32-6810	0475-32-6812
野田	野田市	04-7123-1691	04-7123-1087		白子町	0475-33-2113	0475-33-4132
	成田市	0476-20-1539	0476-24-2367		長柄町	0475-35-2414	0475-35-2459
印旛	佐倉市	043-484-4164	043-484-1742	夷隅	長南町	0475-46-2116	0475-46-1214
	四街道市	043-379-4661	043-424-2011		勝浦市	0470-73-6619	0470-73-4283
	八街市	043-443-1649	043-443-1742	いすみ市	0470-62-1117	0470-63-1252	
	印西市	0476-33-4136	0476-42-0381	大多喜町	0470-82-2168	0470-82-4461	
	白井市	047-497-3483	047-492-3033	御宿町	0470-68-6716	0470-68-7182	
	富里市	0476-90-0081	0476-92-2495	安房	館山市	0470-22-3492	0470-23-3115
	酒々井町	043-496-1171	043-496-4541		鴨川市	04-7093-7112	04-7093-7115
	栄町	0476-33-7707	0476-80-1358		南房総市	0470-28-4666	0470-36-4889
香取	香取市	0478-50-1252	0478-55-1885		鋸南町	0470-50-1172	0470-55-4148
	神崎町	0478-72-1603	0478-72-1605	木更津市	0438-23-8499	0438-25-1213	
	多古町	0479-76-3185	0479-76-3186	君津市	0439-56-1181	0439-56-1220	
	東庄町	0478-80-3300	0478-80-3112	富津市	0439-80-1260	0439-80-1355	
海匝	銚子市	0479-24-8968	0479-25-7502	君津	袖ヶ浦市	0438-62-3187	0438-62-3165
	旭市	0479-62-5351	0479-62-2170		市原	市原市	0436-23-7036

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課窓口 ※電話受付時間 月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く) 9時~17時

千葉県障害者福祉推進課	TEL:043-223-1020	FAX:043-221-3977	Mail:sjourei@pref.chiba.lg.jp
-------------	------------------	------------------	-------------------------------

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 相談窓口

※電話受付時間 月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く) 9時~17時

担当部署(管轄圏域)	TEL	FAX	担当部署(管轄圏域)	TEL	FAX
中央障害者相談センター(千葉)	043-292-1317	043-291-8488	香取保健所(香取)	0478-52-3613	0478-54-5407
船橋分室(船橋)	047-424-0167	043-291-8488	海匝保健所(海匝)	0479-70-1825	0479-73-3709
習志野保健所(習志野)	047-474-1389	047-475-5122	山武保健所(山武)	0475-54-3556	0475-52-0274
市川保健所(市川)	047-377-8854	047-379-6623	長生保健所(長生)	0475-26-1510	0475-24-3419
松戸保健所(松戸)	047-361-2346	047-367-7554	夷隅保健所(夷隅)	0470-73-4630	0470-73-0904
東葛飾障害者相談センター(柏)	04-7179-1088	04-7165-2423	安房保健所(安房)	0470-23-6900	0470-23-6694
野田保健所(野田)	04-7123-4418	04-7124-2878	君津保健所(君津)	0438-23-6603	0438-25-4587
印旛保健所(印旛)	043-486-5991	043-486-2777	市原保健所(市原)	0436-24-2387	0436-22-8068

* 我孫子市の方からの条例相談は、東葛飾障害者相談センター(柏圏域)が担当します。(令和6年4月作成)